



鳥取県公報

平成13年 8月24日(金)
第 7 3 1 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の退任 (502) (耕地課)	1
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (503) (会計課)	1
監査公告	監査結果に基づき知事が講じた措置の公表 (2)	2

告 示

鳥取県告示第502号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年 8月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 福 井 千 秋 倉吉市福庭193

平成13年 6月 3日退任

鳥取県告示第503号

鳥取県収入証紙規則 (昭和39年鳥取県規則第17号) 第12条第 1 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成13年 8月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
425	株式会社鳥取銀行 鳥取県庁支店	売りさばき 場所	鳥取市東町一丁目271 及び鳥取市立川町六丁 目176東部総合事務所 派出内	鳥取市東町一丁目220 及び鳥取市立川町六丁 目176東部総合事務所 派出内	平成13年 8月13 日

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成11年度に係る監査結果（平成12年鳥取県監査委員公告第2号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成13年8月24日

鳥取県監査委員	山	田	次	彦
同	井	上	耐	子
同	中	尾		享
同	湯	原	俊	二

企画部文化観光局文化振興課

1 監査結果

コンサート入場料の収納事務において、県口座への払込み時期が遅延しているものがあった。

2 講じた措置

今後このようなことのないよう適正な事務処理を徹底した。

福祉相談センター

1 監査結果

児童福祉費負担金の現金収納事務において、収納した現金の払込みが遅延しているもの及び現金出納簿に記載のない現金収納があった。

2 講じた措置

今後このようなことのないよう適正な事務処理を徹底した。

鳥取土木事務所

1 監査結果

特殊車両通行許可において、申請手数料の徴されていないものがあった。

2 講じた措置

使用者に対して内容を説明して理解を得た上で平成11年度分の申請手数料を徴収するとともに、平成12年度分の申請手数料については適正に徴収した。

今後は、手数料調定の決裁時における関係法令等の添付の徹底、組織的な書類のチェック体制の強化等により、適正な事務処理に努める。

また、他の許認可事務についても同様の体制で審査を行う。

郡家土木事務所

1 監査結果

道路占用料等の使用料について、調定及び収入の時期が遅延しているものがあった。

2 講じた措置

今後は、新規許可時における債権者登録の徹底、更新時における占有許可申請書提出の徹底、年度当初における占有許可台帳と債権登録台帳との突合の徹底、電算処理システムへの早期移行、督促状の適切な時期における発行、組織的なチェック体制の強化等により、早期の調定及び収入を図ることとした。

米子土木事務所

1 監査結果

港湾施設使用料について、調定額を誤っているものがあった。

2 講じた措置

使用者に対して内容を説明して理解を得た上で差額を追徴するとともに、平成12年度分の港湾施設使用料については適正に調定した。

今後は、使用料調定の決裁時における関係法令等の添付の徹底、組織的な書類のチェック体制の強化等により、適正な事務処理に努める。

また、他の許認可事務についても同様の体制で審査を行う。

